

徳島市主催

# ★空き家相談会★

## ★空き家の悩み事、解決しませんか？★

- 空き家の相続手続きはどうしたらいいの？
- 敷地の境界確認はどうしたらいいの？
- 空き家を貸したい、売りたいけど、どうしたらいいの？
- 空き家を改修して活用することはできないかな？
- 解体したいけど、解体費用はどのくらいかかるのかな？
- 空き家の管理はどのようにしたらいいの？



など、空き家を所有や管理されている方には、様々な悩み事があるのではないかと思います。

このような悩み事を解決する手助けとして、徳島市では、空き家問題に関する知識を有する専門団体から相談員を派遣していただき、空き家を所有や管理されている方に対して、無料の相談会を実施いたします。複数の専門家にも相談することもできます。

この機会に、空き家に関して困っていることや不安に思っていることなどについて、法律、不動産、建築、維持管理の専門家に相談してみませんか？

相談料無料

日時 令和6年12月10日(火) 13:00~17:00

※相談者1組の相談時間は30分です。

場所 徳島市役所本館13階第一研修室(徳島市幸町2丁目5番地)

※駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。

- 対象 a) 徳島市内に空き家などを所有または管理している方  
b) 徳島市外に空き家などを所有または管理している徳島市民

※a)の方を優先し、空きがあればb)の方の受付を行います。

定員 12組(先着順)

申込方法 持参、電話、郵送、FAX

※申込みは、下記の申込み先までお願いします。

※原則、裏面の必要事項をご記入の上、お申込みください。

申込受付 令和6年10月15日(火)~11月1日(金)

※この期間以外での受付はできませんので、ご注意ください。

※持参または電話での申込みは、土・日曜日を除く8:30~17:00となります。

※定員に達した場合は、期限前でも申込みの受付を終了いたします。

※定員に達した場合は、徳島市ホームページでお知らせします。

※詳細は、下記の問い合わせ先までお問い合わせいただくか、徳島市ホームページ(右上のQRコードをスマートフォンで読み取ってください)をご確認ください。

徳島市HP



相談窓口



### 【申込み・問い合わせ先】

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市都市建設部住宅課 空き家対策係

TEL: (088)-621-5288 FAX: (088)-621-5273

# 空き家相談会申込書

申込日

令和6年 月 日

【記載要領】①下記に必要事項を記入してください。

②※印の欄は、該当する箇所にチェックを入れてください。

## (1) 申込者に関する情報

お名前	(ふりがな)	電話番号	
ご住所	〒		
年代※	<input type="checkbox"/> 20歳代以下 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代以上		
ご同行者	人(お名前: )		

## (2) 空き家などに関する情報

所在地	
現状※	<input type="checkbox"/> すでに空き家になっている <input type="checkbox"/> 今後、空き家になる可能性がある
所有者※	<input type="checkbox"/> 申込者の単独所有 <input type="checkbox"/> 申込者との共有(共有者: ) <input type="checkbox"/> 申込者以外が所有(所有者: )

## (3) 相談内容

相談の概要※ (最大3つまで)	<input type="checkbox"/> 相続手続 <input type="checkbox"/> 相続人調査 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 境界確定 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 利活用 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> その他(内容: )
相談内容 (具体的な内容を記入)	

## (4) 注意事項

次の注意事項をご確認の上、チェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 相談する時間帯に関するご要望にはお応えできませんので、ご了承ください。
<input type="checkbox"/> 相談時間が30分と限られているため、事前に相談内容をまとめておいてください。
<input type="checkbox"/> 相談員からより有意義なアドバイスをいただけるように、できるだけ空き家に関する資料(土地や建物の登記簿、建物の図面、写真など)をご持参ください。
<input type="checkbox"/> 相談員は、原則、最大で3人までとなりますので、ご了承ください。

【個人情報の取扱い】ご提供いただいた個人情報につきましては、本市における空き家対策に関する業務以外には使用しません。

市記載欄

受付日

受付番号

## 【相談員派遣団体(予定)】

- ◇徳島県司法書士会 ◇徳島県土地家屋調査士会 ◇(公社)全日本不動産協会徳島県本部
- ◇(公社)徳島県宅地建物取引業協会 ◇(協)徳島県解体工事業協会
- ◇徳島県建設業協会徳島支部 ◇(公社)徳島市シルバー人材センター